

# 国際平和構築と安全保障

## —正義と国際政治—

中 村 博

### 概要

国際社会において「平和構築」と呼ばれる活動は、実に多様な領域で繰り広げられている。戦争終了後に和平が合意された後にも、社会秩序維持のために軍隊や警察の関与が必要であり、また社会を再機能させるための仕組みづくり、復興支援活動や開発援助も欠かせない。「平和構築」とは、このような活動の全てを指し、戦争の後の社会が平和な状態を持続し、復興していくためのプロセスを、国際社会の全体で支えていくことを意味している。<sup>1</sup>

大学で学生が「世界の平和」を学ぶとき、教員が最初の講義で取り上げる重要な視点として、そして、「国際関係」を考察する手掛かりとして、さらに、学生個人の思考法の自己分析・自己評価としても導入できる基準に、「国際関係思想の三潮流」（英国の政治学者マーチン・ワイトが提唱）がある。これは近代史に登場した国際システムを分析するとき、自己の思考する手順を整理し、思考する中身を単純明快にすることに役立つ三分類法である。先ず自分が三潮流の中のどの学派の学説に共感するのかを考慮し、さらに異なる立場の学説にも理解を深めていくことで、複眼思考で国際システムを論じていく知的能力を培えるものと考察する。<sup>2</sup>

一方、国際関係論の「アナーキー」とは、主権国家の上位に集権的な政治的権威が存在しないという意味であり、主な国際関係理論においては、この「アナーキー」が理論構築の前提であった。<sup>3</sup> この現代の「アナーキー」といえる国際社会は、果たして人間が安全で安心して生きていける平和な社会を構築していけるのであろうか。戦争・紛争を減らしていけるのであろうか。国家間の関係を安全にするためには、どのような処方箋があるのであろうか。国内外の暴力行為にどのような対処策を構築できるのであろうか。本論文では、21世紀の国際社会が「平和構築」を成し遂げていくために、これからの「安全保障」についてどのような視点が不可欠となるのかを問題提起し、その処方箋の一つとして、国連安全保障理事会、国連総会、国際社会の「保護する責任（R2P）」をとりあげる。特に、国連の最重要な改革として、国際平和構築と安全保障のために、『国連総会』の権威を安全保

<sup>1</sup> 本多美樹 (2013), 「平和構築」『第4版国際学のすすめ』東海大学出版会, p.21.

<sup>2</sup> 堀江宗生 (2008), 「国際平和」『第3版国際学のすすめ』東海大学出版会, p.5.

<sup>3</sup> 千知岩正継 (2013), 「保護する責任を司るグローバル権威の正当性」『正義と国際社会』日本国際政治学会, p.114.

障理事会よりも上位に位置づけ、『国連総会』における決定が、将来、安全保障理事会をも拘束できる事を強く提唱いたしたい。

キーワード：正義と国際社会、国連、平和構築、アナーキー、保護する責任（R2P）、グローバル権威の正当性、人間の安全保障

## はじめに

国際社会が「平和構築」を推し進めるには、戦争・紛争の当事者のみならず、国連を中心とする国際機関、地域機関、各国政府、各自治体、企業、NGOなど多様なアクター（行為主体）による地道で持続的な活動と、積極的で揺るぎない活動を永続的に推進していくことが不可欠である。

今のところ、「平和構築」の推進に関し、どのアクターが主導して、どのような計画・政策をもって復興を果たすことができるのか、「平和構築」への具体的な方法・道のは発展途上である。しかし、試行錯誤を繰り返し、紆余曲折の道にはあるが、国際社会は不屈の精神を持って持続的に真摯に取り組んでいる。その理由は、今日、国際社会の全体が、戦争の惨禍からの復興を、特定の国の政治的課題や当事国の為政者だけの責任ではなく、国際社会が自ら取り組むべき責任である事を把握できたからである。

二度の世界大戦、戦後の各地における紛争・内戦を通して、戦禍の規模や悲惨さがもはや人類社会にとって許されない経験となった今日、ようやく国際社会は戦争を違法行為として認めるに至った。言い換えれば、「平和構築」は戦争の違法化と国際関係の制度化のうえに成立する領域であり、現代の国際社会が過去の歴史的悲惨な経験から学んだ貴重な教訓としての政策領域といえる。<sup>4</sup>

## 国際社会における「脅威」の変貌

従来、戦争の当事者は国家、特に軍事国家であった。しかし、20世紀から国家以外の主体が当事者となる紛争も増えてきた。冷戦の終結により、米ソ対立の核戦争の可能性はそれほど現実的とはいえなくなったが、国内統治が弱い国々における紛争が増加し、中でも1991年のソ連の崩壊は国内の政争と周辺地域の政治的・軍事的不安定を引き起こした。その延長として、現在の深刻なウクライナ問題も、嘗ての冷戦を彷彿とさせるロシア対米国・EUの対立といえよう。さらに、冷戦後の国際社会では、イスラム過激派によるテロ、アラブの春、イスラム国の誕生、シリアの内戦など、地域紛争・内戦・ゲリラ戦が多発し、戦争・紛争の主体が国家以外の当事者に拡大している。

また、戦争の争点も変容している。伝統的な国際政治における戦争の争点は、国家の安全確保、領土拡大、資源確保に見られる国益増大であった。冷戦期では、自由主義と共産主義の異なるイデ

---

<sup>4</sup> 本多美樹 (2013), 「平和構築」『第4版国際学のすすめ』東海大学出版会, p.21.

オロギー・価値の対立で、米国とソ連の2大陣営の領土・勢力の拡大と経済的利益の防衛が争点とされた。

しかし、冷戦後は、宗教・民族・アイデンティティーの違いを要因とする紛争が急増している。特に、宗教・民族の違いを争点とする社会的緊張は根が深く、当事者以外の第三者が解決を試みるのは極めて難しいといえる。

一方、現在の国際社会においても、軍事拡大や核武装の脅威がなくなったわけではなく、米国との覇権争いも想定される特定国の軍備増強や、ウクライナ問題で西側に対し、有利な立場に立つための核兵器の配置などの大国の思惑が、外交交渉で見え隠れしている。このように国際社会が対応を迫られる脅威は多様化・複雑化してきており、喫緊の課題となっているのが現在の世界の姿である。

## 平和構築と国連

国際連合（以下、国連）は、国際社会の秩序の維持のために、紛争を平和的に解決する環境整備を続けてきた。主要な活動の一例として、「平和維持活動（PKO: Peacekeeping Operations）」が存在する。

国連による平和構築では、平和と安全、開発、人権という三つの領域が、国連活動の中心をなしている。国連において「平和構築」という概念が提起されたのは、第6代国連事務総長のブトロス＝ガリの報告書である『平和への課題』（1992）においてであった。

『平和への課題』では国連の役割として、紛争の発生・拡大を未然に防ぎ、紛争後の再発予防までも含む広範囲の業務が提起された。換言すれば、その広範囲の業務とは「予防外交（preventive diplomacy）」、「平和創造（peacemaking）」、「平和維持（peacekeeping）」である。<sup>5</sup>

## 平和構築と「人間の安全保障」

平和構築は「人間の安全保障（Human Security）」の考え方も深い関係がある。それは、内戦に陥った国家が自国民に対し、安全や人権を保障できない場合、国家自体が自国民の人権を侵害し、人道上の罪を犯す場合、保護されるべきは一人一人の人間であるからである。

1993年に国連開発計画（UNDP: United Nations Development Programme）が『人間開発報告書』の中で提起した「人間の安全保障」の概念は、一国では対処できないような、環境汚染、難民問題、人身売買、麻薬、感染症の蔓延など、地球的課題には国際社会が一体となって取り組むべきという共通認識から提唱されたものである。21世紀のグローバル社会においては、この「人間の安全保障」の概念が、これまでの「国家の安全保障」よりも、さらに重要視されるべき視点として、国際社会にとっても「時代の軸足の変化」を意味するものといえる。

<sup>5</sup> 本多美樹 (2013), 「平和構築」『第4版国際学のすすめ』東海大学出版会, p.21-24.

## 「人間の安全保障」を推進した双璧は日本とカナダ

日本は、アジア通貨危機により、貧困格差の拡大や経済至上主義を反省し、「人間の安全保障」における「欠乏からの自由」に重点を置き、社会的に弱い立場の人々を尊重する外交政策を推進してきた。

一方、カナダは「人間の安全保障」の中の「恐怖からの自由」に重点を置き、軍事力を含む「人道的介入」を肯定している。カナダもメンバーである「介入・国家主権委員会」(ICISS: International Commission on Intervention and State Sovereignty) が国連に提出した報告書(2001年)は、人道的悲劇への国際社会の対応について一つの方向性を出している。

国際社会には、紛争の原因に取り組む「予防する責任」(Responsibility to Prevent)、強制措置を含む手段による「対応する責任」(Responsibility to React)、復興と和解をサポートする「再建する責任」(Responsibility to Rebuild)があることを示している。国連の平和構築への考え方と共通する、「予防」と「復興」の側面に重点を置いている。<sup>6</sup>

## 人間の安全保障委員会

人間の安全保障委員会は、2000年9月の国連ミレニアム・サミットにおける日本の呼びかけに応え設立され、緒方貞子前日本国際協力機構理事長とインドのアマルティア・セン教授(経済学者。アジア初のノーベル経済学賞受賞者)の二人が、共同議長を務めた。

この委員会は、国連、並びに、各国政府などからは独立した委員会であるが、国連を含む国際社会との連携を深めながら運営・活動をすべきとされている。

日本政府としては、「人間の安全保障」を日本外交の重要な視点として位置づけており、この委員会の活動を通じて、「人間の安全保障」の視点が一層深化し、政策概念として具体化されることを期待しつつ、国際社会において主導的に、その活動を支援している。

同委員会は、「人間の安全保障」の考え方を深化させるとともに、国際社会に対し、具体的な行動の指針となるべき提言を行うことを目的としている。

## 国際関係論における「アナーキー」

リアリズム、リベラリズム、英国学派の理論の出発点は、この「アナーキー」(主権国家の上位に集権的な政治的権威が存在しない)であることが共通点である。これをもとに、国際関係が必然的に戦争状態に突き進むのか、もしくは国際協調が可能となるのか、さらには共通利益・価値の意識による国家間の社会関係が成り立つのかなど、アナーキーの政治的帰結をどのように解釈するかで各理論の考え方も分かれる。

---

<sup>6</sup> 本多美樹(2013)、「平和構築」『第4版国際学のすすめ』東海大学出版会,p.26,29.

しかし、このアナキーへの各理論の執着は、国際的ハイアラーキー論ともいえそうな一連の研究により、今日修正されつつある。これらの研究は、物質的なパワーの格差・不均衡を前提とするが、被支配国の承認・同意の程度や有無にも着目し、国際的な上位・下位の関係、すなわち国際的権威がどのように生じ、衰退していくのかを描いている。

一例として、ヘゲモン（覇権）を国際社会にとっての脅威とみなし、大国間の勢力均衡の意義を擁護した英国学派においては、米国の圧倒的優位と単独行動主義が国際社会を不安定にするという恐れから、国家間の社会関係とハイアラーキー（階層構造）との両立可能性を問う動きが始まった。

このように国際的ハイアラーキーについての関心が高まっているが、国家を一定の支配下に置くのは、帝国、覇権国、大国間協調に限定されず、国際機構もその支配の影響を及ぼすことができるのである。特に日増しに加速しているグローバリゼーションの影響で、冷戦以降に顕在化してきた地球的な課題や国際社会への脅威に対応すべく、正式な政府間組織やインフォーマルなレジーム（制度）が世界レベル・地域レベルで重層的に整備され、目標達成に必要とされる権限を付与されてきた。

さらに、このように権限を付与されてきたグローバル・ガヴァナンスの中核に位置する国連安全保障理事会、国際通貨基金（IMF）、世界貿易機関（WTO）、などの組織は、各国の政府間関係を規律・調整するだけでなく、共通の基準・規範を適用することにより、各国の国内統治の正しさを審査し、多様な硬軟両様の介入手段を通じて、国内社会や人々の安全と福利に直接影響をおよぼす存在になっている。

詰まる所、上記国際機構の一部が今日、国家に対し、それなりの支配的影響を及ぼすグローバル権威として機能し始めるかのごとき様相を見せ始めているのである。

## 軍事介入を伴う「保護する責任」の履行

「保護する責任（Responsibility to Protect）」とは人権侵害や人道上の危機が、規模的にも看過できない状態に達したときに、民間人を保護するように国家と国際社会に命じる規範といえる。その基本的な考え方は、各国は自国領域内の住民の生命・安全を護る第一義的な責任を対内的・対外的に負うものの、国家が保護責任を果たす意思・能力に欠けるときは、国際社会が国家に代わって責任を負い、生命の危機に直面している人びとを、一刻も早く救済しなければならない。

そして、大勢の人命が大規模に失われる極限状態では、国際社会による実践的対処策の一つとして、「人道的介入」に踏み切ることが求められる。つまり、国際社会を正当に代表して、「保護する責任」の規範・原則を適用し、必要となれば、軍事介入をも行う責任主体の存在が定立されているのである。

さらに、この責任主体に求められることは、ジェノサイド、人道上の罪、民族浄化などから民間人を保護する責任を、国際社会において担うことである。<sup>7</sup>

<sup>7</sup> 千知岩正継 (2013), 「保護する責任を司るグローバル権威の正当性」『正義と国際社会』日本国際政治学会, pp.114-115.

## 「保護する責任（R2P）」と国際社会

「保護する責任（R2P）」とは、国家が自国民を保護するという責任を果たせない場合、もしくは、その責任を放棄した場合、もしくはその責任を果たそうという意志を持たない場合、その国の政府に代わり国際社会がその責任を担う事を意味する。この考え方によれば、国際社会の「保護する責任」は不干渉原則に優先し、「人道的介入」は正当化されることになる。

「保護する責任」にみられる、基本的人権は国家主権に優越するという考え方として、例えば、国際的 NGO として有名な「国境なき医師団」が設立の際、思想的原点とした「人道的救援権」（犠牲者へのアクセス権）を挙げることができる。これは危機に瀕している人びとを救う倫理的要請に関しては、「介入義務」が存在するというフランスが提唱する考え方である。NGOなどが救援に向かう際、犠牲者を放置するような国家の主権は制限されるべきと主張する。この考え方は、国連総会における決議にも反映された。

現在の国際社会で議論される「保護する責任」の特徴は、国家主権には自国民を保護する責任があるので、それが機能しない場合、国際機関などが干渉できるとの考え方に加え、人びとを保護する責任は、国家のみならず国際社会によっても最終的に担保されるという国際社会側の責任についての考え方を明示したところにある。

この考え方はカナダ政府により提唱された。カナダが主張する「人間の安全保障」政策の特色は、人びとの「恐怖からの自由」のためには軍事力を含む人道的介入も正当化されるという論理である。<sup>8</sup>

## 国際社会と日本の平和構築

日本政府は、国際社会における平和構築への支援を、政府開発援助（ODA: Official Development Assistance）の重点分野として掲げている。そして、日本は平和構築委員会（UNPBC）の設立メンバーであり、2007年から2008年の期間に、同委員会の議長国として、機関の活動の効率化、安全保障理事会とその他の主要機関との仲介に貢献した経験を有している。

国連において、これまで日本は「人間の安全保障」の理念の推進と浸透に主導的に取り組み、カナダとともに、「人間の安全保障」を具体化してきた。既述の通り、日本は「欠乏からの自由」に重点を置き、国際社会における弱者を重視する政策を展開してきた。一方、カナダは「恐怖からの自由」を主張し、状況に応じ軍事力を含む人道的介入も必要であることを提唱してきた。

1998年5月のシンガポールにおける外務大臣演説の場で、小渕恵三外務大臣（首相）は、日本の外交政策を「人間の安全保障」を軸に展開していくことを、国際社会に対し強くアピールした。政策の根拠として、「日本は憲法により、紛争解決の手段として、武力行使を放棄していること」、並びに、「資源をめぐる過去の争いの中で、軍事力行使の結果がどのようなものであったかという歴

---

<sup>8</sup> 本多美樹 (2013), 「平和構築」『第4版国際学のすすめ』東海大学出版会, pp.28-29.

史的教訓」を発言された。このことを踏まえ、深刻なアジアの現状に対応するには、「『国家の安全保障』から『協調的安全保障』へ、そしてさらに『人間の安全保障』へ向かって、政策概念の重要度を移行させるよう努力すべきである」と演説された。

上記政策に基づき、これまで日本の安全保障は、日米同盟に基づく日米安全保障体制を軸とする国家安全保障と、ASEAN 諸国などとの協調的安全保障、さらに人間の安全保障を組み合わせることで展開されてきた。

人間の安全保障政策の具体策として実行されたことは、国連に「人間の安全保障基金」を設立(1999)し、2000年の国連ミレニアム総会においては「人間の安全保障委員会」への財政支援を申し出た。その後、日本政府は、ODA大綱に「人間の安全保障」の視点を位置づけ、NGO(Non-Governmental Organization: 非政府組織)を供与対象とした「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を設置した。

上記経緯にも見られるとおり、これからも日本の国連外交の最も重要な政策の一つとして、『人間の安全保障』の視点を踏まえた、平和構築支援を真摯に展開していくことが日本に期待されている。<sup>9</sup>

そしてさらに今日、グローバリゼーションがますます加速していく世界で、人類の生存をも脅かす喫緊で重要な地球的課題に対し、平和国家の日本がどのような役割・貢献をしてくれるのか、国際社会に対し、日本の『存在感』が問われているのである。

また、国際社会の「平和構築」のために「人間の安全保障」を主導する日本の立場、並びに、米国に次ぐ国連活動資金の大きな負担を担う日本の立場から、将来の国連安全保障理事会においても、次期常任理事国への有力候補の一国として、果たすべき役割と責任が問われている。

### 冷戦終結後、国連安全保障理事会の権威が変貌

東西冷戦、脱植民地化以降に顕在化してきた南北問題など、国際秩序に関する各国間の国益、価値観の対立が深刻化した国際社会においては、国連安全保障理事会がその権威を発揮できる場面がほとんどなかった。特に、常任理事国やその同盟国が関与する紛争では、常任理事国の拒否権が障害となり、実効性を果たせなかった。さらに不干渉原則を貫く国連加盟国の支持が加わることで、数多くの人道上の悲劇が国際社会から放置されたままである。安全保障理事会の権威が部分的に行使されたときみなされるのは、僅かに朝鮮戦争の「国連軍」、南ローデシアへの経済制裁、南アフリカへの武器禁輸措置である。

しかし、冷戦の終結と湾岸戦争をきっかけに、安全保障理事会は自らの再活性化と、内戦・紛争の多発により、その権威を内的にも変貌させることになった。何がこの権威を変貌させたのか。それは、国際社会の社会目標、及び、国際社会自体の変化である。

<sup>9</sup> 本多美樹(2013)、「平和構築」『第4版国際学のすすめ』東海大学出版会,p.31.

冷戦時代においては、アメリカを中心とする西側陣営だけで通用していたリベラル・デモクラシーの価値観・規範が、冷戦後は国際社会全体の正当性原則に格上げされ、国際秩序維持の有効な手段として機能し始めたことである。一国の国内における個人のリベラルな権利の擁護が、その一国が国際社会の一員と認められるための条件になり、故に、リベラルな個人の権利を侵害する国家に対しては、国際的介入の遂行が正当であると認められる余地も生じてきたのである。

武力行使が必要な介入の際には、安全保障理事会の権威に基づき、正当性が付与されるケースも生じた。1992年12月、ソマリア内戦に統合機動部隊の介入を許可して以来、ボスニア（1992～1995）、ルワンダ（1994年）、ハイチ（1994年、2004年）アルバニア（1997年）、東ティモール（1999年）、リベリア（2003年）、コンゴ民主共和国（2003年、2006年）などの武力紛争や人道危機の際、安全保障理事会は国連加盟国に対し、治安の回復・維持、民間人の保護、人道支援活動の従事者への安全確保などの理由で、武力による介入を許可する傾向を現わしている。

これらは冷戦終結後における国際社会の変化と社会目標の変化が、影響を及ぼしたものとえよう。

故に今日、安全保障理事会は国家間の無政府状態を要因とする戦争ではなく、特定の国の政府が機能不全に陥ったり、抑圧的になることで引き起こされる武力紛争・人道上の危機に対処するようになってきている。そしてさらに、このプロセスと相前後するように、R2P（保護する責任）の規範が出てきた。すなわち、甚大な人権の侵害により生命の危険にさらされる大勢の人間を保護する責任が、安全保障理事会に付加されたことになる。<sup>10</sup>

### 国連安全保障理事会の権威と日本の常任理事国入りの資格

安全保障理事会（以下、安保理）の意思決定は、どのようにしてなされるのか。安保理の決議案は、これまで、米国、英国、フランスが中心となり、これに中国、ロシアの意見を反映して作られることが多かった。この他に任期2年の非常任理事国があるが、発言権は小さい。安保理メンバー以外の発言権は、さらに小さい。日本が非常任理事国であった際には、日本は大口の拠出金ドナー国であり、米国の同盟国である場合、それ相応の影響力を持つが、それにも限界がある。それほど安保理の常任理事国の地位・発言権は絶大である。

ここで、日本に常任理事国に相当する資格があるか、考えてみたい。私見だが、日本には十分な資格があり、むしろ国連ミレニアム・サミットにおいて、日本の呼びかけに応え設立された「人間の安全保障委員会」の経緯からも、また、戦後、一貫して平和国家の立場で国際社会に貢献してきた日本の役割からも、日本が常任理事国入りを果たすことは、国際平和構築に大きな意味をもたらすものと考えられる。

---

<sup>10</sup> 千知岩正継 (2013),「保護する責任を司るグローバル権威の正当性」『正義と国際社会』日本国際政治学会, pp.118-119.



日本の常任理事国入りの資格についての、第一の理由は大きな財政貢献である。その一方で、日本の軍事的貢献は不十分だと批判がある。2004年7月・8月に、アーミテージ国務副長官、パウエル国務長官は、日本が安保理常任理事国となった場合、憲法を見直す必要があるかもしれないという趣旨の発言をしたと報道され、国内においても同調意見があった。他方、常任理事国になると軍事的役割が生じるので反対という議論もある。

しかし、第一に表向きには、常任理事国、非常任理事国、もしくは理事国以外の加盟国との間に、軍事的義務について、何らの区別はないのである。第二に、世界共通の課題解決のために、危険に直面する覚悟は必要であるが、日本も1992年のカンボジアPKO以降、複数回のPKOに参加し、このような責任を担えるようになってきた。第三に、安保理の活動の変貌の中で、純軍事的役割以外の周部分的の比重が増してきている。PKOについては既述の通りであり、多国籍軍の任務に関しても、2004年6月のイラクに関する決議においては、復興支援が包摂されるようになった。第四に、現在の常任理事国であっても、すべての国が十分な役割・機能を果たしているといえない。

要するに、日本はある程度軍事的役割も担うようになってきており、安保理の活動の変貌により、日本の活動の比重が増しており、特に財政貢献では突出していることから、未来の国際平和構築に向けて、日本の常任理事国入りは国際社会に大きな意味をもたらすと確信する。<sup>11</sup>

### 国連安全保障理事会の正当性

国内の武力紛争、差し迫る人道危機等に対する、これまでの安保理の対応についての経緯を振り返ると、R2P（保護する責任）に関する安保理の正当性の限界が見えてくる。先ず、安保理は広範な裁量をもつ政治的機関故、対処すべき問題の選別、その問題にかかわる決定について、選択的にしか機能できない。R2Pを司る機関として安保理に求められる正当な権威としては、戦争犯罪、ジェノサイド、民族浄化、人道上の罪から人びとを保護する責任を担うことである。そのためには、民間人を保護するために軍事介入をすることもありうる。

しかし、安保理の実情は、国連加盟国の国益、利害対立、思想的価値、政治的思惑などに大きく影響を受けるため、必要とされる機会に、守備よく権限を実行できる訳ではない。特に、民間人保護も目的に含むようなPKOの派遣、強制的介入ともなれば、常任理事国の拒否権行使や利害調整、そしてアメリカをはじめ大国からのリソースの提供の有無などが大きな障害となる。

第二の問題は説明責任に関するものである。安保理の意思決定プロセスは、常任理事国間だけの非公式協議、常任理事国が非常任理事国の同意を得るための「アメとムチ」の行使など、従来、説明責任・透明性が乏しく、また、これまでの大国中心主義、欧米諸国中心主義が批判されてきた。さらに、安保理が説明責任をすべき相手は、国連加盟国政府だけではなく、R2Pの実施で最大の影

<sup>11</sup> 北岡伸一(2007),『国連の政治力学』中公新書,pp.185-188.

響を被る人達に対しても、安保理はその決定と実施された行為について説明責任を担うのである。

さらに、安保理は、従来の国際秩序の維持という責任と、新たな責任となった民間人保護とを、どのように調整できるのかという問題である。安保理による R2P についての介入主義の傾向に抵抗する国々が存在する中で、内戦・紛争へ不干涉・平和的解決など、国際秩序の要となる基本原則の尊重、及び、民間人保護への最善の対処策、この二つをどのように折り合いをつけて合意を取りつけるのか、安保理にとって大きな役割が問われている。このように安保理は民間人保護の責任を負う守護者として、重要な正当性の問題に直面している。<sup>12</sup>

### 国家の安全保障から人間の安全保障へ

これまで安全保障といえば「国家の安全保障」が中心的議題であり、国連の最高意思決定機関である安保理の場などにおいて、関係各国がそれぞれの国益を念頭に、国際政治経済・軍事・外交上の熾烈な討論を繰り広げてきた。しかるに今日、安心・安全・安定を確保できないケースが増大してきたために、国家の軍事的防衛よりむしろ人間中心の「人間の安全保障」の考え方に、国際社会の関心がシフトされつつある。

すなわち、これまでは国家の安全保障と人間の安全保障はほぼ重なっており、あえて区別する必要も少なかったといえる。しかし、これからの時代は両者が重ならない側面が増大し、人間の安全保障をより重視していく公共政策の必要性が高まってくることが予想される。

それでは国際社会において、この人間の安全保障を具現化する役割を担う当事者は誰であろうか。先ず、民間支援団体（非政府組織 NGO もしくは市民社会団体 CSO）がこれから主要な役割を担っていくことであろう。世界の途上国における開発や援助活動にとどまらず、先進諸国の人間の安全保障をテーマとする各種行動に関しても活動が活発化している。

一方、国際機関としては、国連内部の、国連開発計画（UNDP）、国際労働機関（ILO）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）などが専門の関係機関である。国際的ルールを犯している国家群に対し、意見を申し述べ、場合によって独自に調査団も派遣する。さらに平和維持活動（PKO）の派遣も国連の大切な任務である。

21 世紀のこれからの時代においては、超大国アメリカや先進主要国だけでは解決の方向性も打ち出せない、地球的課題がますます増えてくる。世界最強の軍事大国アメリカも防げなかった 2001 年 9 月 11 日の同時多発テロ事件に象徴される「国家の安全保障と人間の安全保障との乖離」、女性の人権問題や子供の人身売買、HIV エイズ・マラリア・鳥インフルエンザ・サーズなどの感染症、国際的犯罪組織の暗躍、民間軍事会社の台頭など、グローバル化による負の側面の実例は、今後も増え続けていくことから、時代の軸足の変化ともいえる「人間の安全保障」の新しい視点をもって、

---

<sup>12</sup> 千知岩正継 (2013)、「保護する責任を司るグローバル権威の正当性」『正義と国際社会』日本国際政治学会、pp.120-121.

このような地球規模の喫緊の課題に対し、人類の総力を挙げて取り組んでいく姿勢を忘れてはならない。<sup>13</sup>

## おわりに

今日、国際平和構築が遅々として進まない背景の一つには、現在の国際社会を揺るがしているシリアの内戦、シリア・イラクから欧州に向かう難民の急増、イスラム国（IS）の残虐行為、自爆テロによる惨劇、東西冷戦を彷彿とさせる緊迫したウクライナ情勢などの地球的課題について、世界の主要国の間において、自国の国益が優先され、政治力学に基づく国際的駆け引きが飛び交う世界が、現実存在しているからである。

一方、近代国家の原型といえる主権国家という概念は、16世紀～17世紀の近代ヨーロッパで誕生し、ウェストファリア条約（1648年）を契機に世界に広まった、世界の一つの地域にすぎないヨーロッパの人々がつくった人工的な枠組みの概念である。ついては今日、上記のような主権国家の枠を超えた、地球的課題に対しては、国益を前提とするそれぞれの主権国家の領域を超えた、世界の大多数の国々が賛同し、人類共通の課題解決に向かって責任を担う事が可能な国際機関の機能が、どうしても必要と考える。

国際連合では、安保理のほかに、『国連総会』が存在する。『国連総会』は国連内部の事項に関しては、最高の決定機関であるが、国際の平和や維持については、安保理が第一次的な責任を負う最高の決定機関であり、総会は安保理に対し、勧告ができるのみで拘束力はない。

これまで述べてきたように、安保理については、大国間の政治力学や、自国の国益を優先するこれまでの傾向により、人類共通の課題に対し、最善の対応策でもって、甚大な危機に直面している大勢の人々を救えない状況が、これまで幾度となく歴史的に繰り返されてきた。

私見では、今、安保理の変革が求められているこの機をとらえ、『国連総会』に対し、国際平和構築と安全保障について、安全保障理事会より上位の権威を与え、国際的ハイアラキーの頂点に相当する『国連総会』における決定が、安保理をも拘束できる形にする形態を、国連において構築することを提唱致したい。

上記に述べたことは、時代の軸足がこれまでの「国家の安全保障」から「人間の安全保障」にシフトされていくことにも通じる考え方である。これは193カ国が加盟する『国連総会』の場における決定には、現在の世界の大多数の国々や各国国民の大勢の民意が反映されることになり、国家ではなく「人間の安全保障」という人間中心の新しい視点を軸に考えると、喫緊の課題に対しどのような対応策を実施することが国際平和の構築に不可欠なのか、人類の正しい選択ができることにつながると思われるからである。

<sup>13</sup> 中村博 (2010), 「21世紀のグローバル化と人間の安全保障」『福山大学経済学論集』第35巻第2号, pp.9-10.

一つの教訓的大きな事例として、核兵器の廃絶についても一向に進展が見られない。5カ国の常任理事国はいまだに核を保有し、また、テロ集団が一部の核保有の国々から核兵器を手に入れる危険性についても、まさしくこれからの人類共通の脅威となるのである。

国際関係論でいう、主権国家の上位に集権的な政治的権威が存在しない「アナキー」の世界が、現実の国際社会の姿であることから、「国際平和構築と安全保障」という正義に応えうる、唯一の貴重な国際機関の機能として、『国連総会を最高権威とする国連改革』を強く提唱いたしたい。

## 参考文献

- [1] 本多美樹 (2013), 「平和構築」『第4版国際学のすすめ』東海大学出版会.
- [2] 堀江宗生 (2008), 「国際平和」『第3版国際学のすすめ』東海大学出版会.
- [3] 千知岩正継 (2013), 「保護する責任を司るグローバル権威の正当性」『正義と国際社会』日本国際政治学会.
- [4] 北岡伸一 (2007), 『国連の政治力学』中公新書.
- [5] 中村博 (2010), 「21世紀のグローバル化と人間の安全保障」『福山大学経済学論集』第35巻第2号.

# The International Peacebuilding and Security

## - Justice and International Politics -

Hiroshi Nakamura

### Abstract

In the international society the activities of peacebuilding are played in really various kinds of fields. Even after the mutual agreement on peace was reached after the end of war, the forces of military and police are necessary to keep social order, and also the social system making to revive a society, the revival support activities and the development assistance are needed too. The peacebuilding means all these kinds of activities, and also means that the process of the post-war society for peacekeeping and revival should be supported by the whole international society.

When the students are learning ‘The Peace of World’ in the universities, ‘The Three Currents of International Relations Philosophy’ (advocacy of Robert James Martin Wight, English political scholar) are introduced as a clue to study ‘The International Relations Philosophy’ and as a benchmark to analyze and assess the thinking process of each student by themselves.

This is the three-classification-method which contributes to arrange the process of one’s own thought and simplify the same thinking contents when we analyze the international system appeared on modern history. At first we should consider that to which theory in above-mentioned ‘The Three Currents of International Relations Philosophy’ we agree, and furthermore if we also deepen our understanding on different theories, the intelligent ability to discuss the international system by the compound-eyes-thinking will be available to us.

In the meantime ‘The Anarchy’ of international-relations-theory means that there is no higher central political authority than a sovereign nation. Will the international society of the present stage called ‘the Anarchy’ really be able to build a peaceful society where human beings can live with security and peace of mind ?

And also is it possible to decrease war and conflict ? What kinds of prescriptions can we have in order to make the relations among the states safe ? What kinds of countermeasures will be available to be built up against acts of internal and external violence ?

In this treatise I raise a question what points of view are indispensable toward ‘The Future Security’ for the international society of 21st Century to make a success of peacebuilding. And as one of prescriptions I take up United Nations Security Council, United Nations General Assembly and ‘R2P’ (Responsibility to Protect) of the international society.

Especially as the most important innovation of the United Nations, the authority of the United Nations General Assembly should be higher than the same of the United Nations Security Council (UNSC), and the decision made by the United Nations General Assembly will have to be able to restrict UNSC in future.

I strongly desire to advocate this innovation of the United Nations for ‘The International Peacebuilding and Security’.